

事業項目	令和6年度 介護給付適正化事業実施状況	
要介護認定の適正化	i - ① 認定審査会前における各審査資料の点検	全件実施
	i - ② 指定居宅介護支援事業所に委託した区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査票の点検	全件実施
	ii - ① 認定調査票特記事項における記載内容の点検	全件実施
	ii - ② 指定居宅介護支援事業所に委託した調査結果と市職員が行った調査結果との比較	実施
	ii - ③ 認定調査項目別の選択状況や一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差の分析	実施
	ii - ④ 認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修	実施
ケアプランの点検	①高齢者向け住まい等のケアプランを点検	実施
	②区分支給限度基準額の利用割合が7割以上、うち利用サービスの6割以上が訪問介護のケアプランを点検	実施
	③福祉用具購入・貸与の訪問調査対象についてケアプランを点検	実施
	④訪問介護の頻回利用の対象についてケアプランを点検	実施
	⑤リハビリテーション専門職派遣によるケアプランの検証	実施
	⑥居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象とした研修会を開催	実施
医療情報との突合	①事業者への請求内容の照会・確認、妥当・過誤の判断、請求誤りである場合の過誤処理までの一連の業務について国保連合会へ委託	実施
	②国保連合会への委託と合わせ、国保連合会システムの「医療情報との突合リスト」を活用し、給付状況を点検	実施
縦覧点検	①事業者への請求内容の照会・確認、妥当・過誤の判断、請求誤りである場合の過誤処理までの一連の業務について国保連合会へ委託	実施
	②国保連合会への委託と合わせ、国保連合会システムの帳票を活用し、給付状況を点検  「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧」 「重複請求縦覧チェック一覧表」 「算定期間回数制限縦覧チェック一覧表」 「単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表」 「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所一覧表」 「入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表」 「居宅介護支援再請求等状況一覧」 「月途中要介護状態変更受給者一覧表」 「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」 「独自報酬算定事業所一覧表」	実施
介護給付費通知	国保連合会で審査決定した給付実績等から、12ヶ月の利用実績を記載した給付費通知書を希望者に送付し、利用者から架空請求や過剰請求等の情報を受けた場合、過誤申立等を事業所に促すとともに、必要に応じて指導担当課への情報提供を実施	実施

事業項目	令和6年度 介護給付適正化事業実施状況	
住宅改修の適正化	①施工前の申請において、改修費が高額、改修規模が大きく複雑、写真等では確認できないなど疑義がある事例について、リハビリテーション専門職による現地調査等により検証	目標量を概ね達成
	②住宅改修費の代理受領については、保険者主催の住宅改修研修を受講のうえ保険者に登録した業者による施工のみを支給対象とし、事業者の介護保険適正利用の理解促進を図る。	実施
福祉用具購入・貸与の調査	①リハビリテーション専門職による現地調査により、福祉用具の利用状況及び計画等が適正であるか検証	目標量を概ね達成
	②軽度者に対する福祉用具貸与のうち、基本調査結果で判断できないものについて、介護支援専門員が事前に提出した理由書と要介護認定情報を基に貸与が適正であるか点検	実施
	③国保連合会システムの「福祉用具貸与一覧表」を活用し、給付内容が適正であるか点検	実施
	④福祉用具購入費支給申請について、購入理由等を確認し、利用者の身体状況、居住環境等に対し福祉用具の購入が適正か点検	実施
給付実績の活用	<p>①国保連合会システムの給付実績の帳票を活用して不適正・不正な給付がないか点検。疑義内容は、介護支援専門員やサービス提供事業所等に確認し、必要に応じて過誤申立等を事業所に促すとともに、指導担当課への情報提供を実施。</p> <p>「福祉用具貸与一覧表」  「居宅介護支援請求状況一覧」  「中山間地域等提供加算算定受給者一覧表」  「他保険者地域密着型サービス調査一覧表」  「看護体制強化加算請求状況一覧表」  「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」  「適正化等による申立件数・効果額」  「通所介護・通所リハにおける中重度者ケア体制加算請求状況一覧表」 等</p>	実施
	<p>②国保連合会システムの帳票をケアプランの点検に活用</p> <p>「介護支援専門員あたり給付管理票作成状況一覧」  「居宅介護支援請求状況一覧」  「支給限度額一定割合超（総括表）（明細表）」  「生活援助中心訪問介護サービス利用者一覧表」 等</p>	実施